

一般道路における道路空間と建築物の立体的利用について

平成19年5月9日

国土交通省 都市・地域整備局
道路局
住宅局

○一般道路における道路空間と建築物の立体的利用について

①現在の検討状況について

「具体的な事例や構想を踏まえつつ、…」とあるが、現在までの検討の状況について示されたい。また、貴省においてこれまでに把握された具体的な事例や構想についても合わせて示されたい。

昨年12月に事務局から提出された資料を踏まえ、現行の制度に改善すべき点がないかどうか継続的に検討を行っているところである。

また、これまでのところ、道路空間と建築物との立体的利用について、道路を立体的区域としている事例を約20件、廃道による事例を3件把握しているが、現行の制度では対応できない開発ニーズは把握していない。

②一般道路における道路空間の立体的利用について

事務局の調査により、別紙の事例や計画を把握しているが、これらを踏まえて以下の質問について見解を示されたい。

ア 別紙のように、開発において街区の統合と通行機能の確保という2つの要望がある中で、両方を満たすために敷地内通路という手法を取っている（取ろうとしている）現状がある。開発の前後で通行機能が変わらない、あるいは開発後に設ける通路に公共性があり安全性にも問題がなく地域交通の円滑化に資する計画であれば、持続性のある道路として通行機能を確保した方が良く考えるが、貴省の見解を示されたい。

開発事業に伴い、従前から設けられている市町村道について、廃道するか、引き続き道路管理者が道路として管理するかは、道路管理者である市町村の自主的な判断に委ねられており、国として基準は設けていない。また、開発事業に伴い、新たに設けられる通路について、道路管理者が道路として管理するか否かについても同様である。

イ ガス事業者等の公益事業者は埋設管等の道路占用物件があるが、別紙の計画のように街区間道路（の一部）が敷地内通路になった場合、道路占用の更新時には協議先が増え、事業者の負担が増大することとなる。事業者の協議負担の増大を防ぎ、かつ公益事業者の埋設管の社会的必要性を考えると、永続性のある道路とした方が良いと考えるが、貴省の見解を示されたい。

一般的に、廃道部分に占用物件が設置されている場合、占用物件の存置又は移設について、あらかじめ占用者と調整がなされ、適切な措置が講じられるものとする。

また、道路は一般交通の用に供することを目的とするものであり、道路占用はあくまで二次的な使用にとどまるものであることから、埋設管の占用を認めるために道路管理者が道路として管理することにはならないと考える。

ウ これまでの議論の中で、一般道路に立体道路制度を適用できない理由として、防災上の問題や、日照、採光、通風の確保等の確保ができなくなることによる市街地環境の悪化が貴省から挙げられているが、防災上の観点、および日照、採光、通風の確保等の観点から一般道路が満たすべき機能とその基準を具体的に示されたい。また、道路を当初整備した時点から市街地環境が変化したことにより、これらの基準が適用された理由が当てはまらなくなる場合があると考えられるが、市街地環境の変化によりこれらの一般道路に課される基準の適用が例外的に除外される立体道路以外の事例があれば、その事例と、適用が除外されるに至るプロセスをお示しいただきたい。（多数ある場合は、代表的な事例を幾つか。）

道路は一般交通の用に供されることを目的としており、道路交通の安全確保、適正な管理がなされることが必要である。また、従来、道路は上空に十分開放された空間であることが前提とされているところであり、市街地の日照、採光、通風の確保も併せて実現されているものである。

なお、市街地環境の変化により直接的に規制内容が変更されることはない。